保育所等入所基準指数表

実施基準項目 基準番号 形　態	保護者の状況 （同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合） 区　分		適　用		入所基準指数	優先順位
① 居宅外労働	外勤（自営含む）		月２０日以上、１日８時間以上　160時間		10	1
			月２０日以上、１日７時間以上　140時間		9	2
			月１６日以上、１日６時間以上　96時間		8	3
			月１６日以上、１日４時間以上　64時間		7	5
	自営	家族	従事者に協力従事している者	月１６日以上、１日６時間以上　96時間	8	3
				月１６日以上、１日４時間以上　64時間	7	5
	農業		月１６日以上、１日４時間以上　64時間		6	5
② 居宅内労働	自営	本人	月２０日以上、１日７時間以上　140時間		8	3
		家族	月２０日以上、１日６時間以上　120時間		7	4
			月２０日以上、１日４時間以上　80時間		6	5
	内職		月２０日以上、１日７時間以上　140時間		6	5
			月２０日以上、１日４時間以上　80時間		5	6
③ 出産	出産		出産予定日の前後２か月の期間(最長４カ月間)　※多胎の場合		9	2
			出産予定日の前後２か月の期間(最長４カ月間)		8	3
④ 疾病等	疾病入院		母親が概ね１か月以上入院		10	1
	居宅療養		疾病のため概ね１か月以上常時臥床		9	2
			医師が長期加療（安静）を要すると診断した者		8	3
			医師が概ね１か月以上加療（安静）を要すると診断した者		7	4
			疾病は比較的軽症であるが定期的通院等を要する者		4	7
	障害		身体障害者手帳1,2級、精神障害者保健福祉手帳１級、療育手帳A		9	2
			身体障害者手帳3,4級、精神障害者保健福祉手帳２級、療育手帳B		6	5
			身体障害者手帳5,6級、精神障害者保健福祉手帳３級、療育手帳C		4	7
⑤ 病看人護の等	入院付添		概ね１か月以上親族の入院付添にあたっている者		9	2
	居宅内看護		同居の家族の長期居宅内療養等介護にあたっている者		6	5
	心身障害児者介護		心身障害児者介護、通園、通院、通学等にあたっている者		8	3
	寝たきり老人の介護		同居の祖父母等、寝たきり老人の介護に常時あたっている者		8	3
	その他の介護		上記以外の者の介護又は看護		5	6
⑥ 育休	育児休業中（3歳児以上に限る）		当該年度中に復帰する者		①の指数と同等	
			翌年度以降に復帰する者		①の指数より－２	
⑦ 求職	求職中		就職活動中の者		4	7
⑧ 災害	家庭の災害		火災、風水害、震災等で災害復旧にあたる場合		10	1
⑨ 特例	前各号に類する状態であると町長が認める場合 ア、保護者が就学している場合 イ、その他世帯の状況に応じて認定する				類似する指数及び順位	
調整基準	生活保護世帯、ひとり親世帯（単身赴任、祖父母等と同居は含まない）				調整指数＋１	
	既に入所中の兄弟姉妹が継続利用をし、２人以上の同時入所となる場合					
	外勤の就労時間で主にリモートワーク等、居宅内就労の場合				調整指数－１	
	兄弟姉妹が在園児または卒園児で、選考段階で保育料等の滞納がある場合					

【上記基準の確認書類】

※上記事由の証明書・申告書類（就労証明書及び自営の方は開業届の写し等）
※③の出産については、母子健康手帳の写し（表紙・出産予定日が記載されたページ）
※④⑤については、手帳の写し及び医師の診断書(保育が必要とわかる記載があるもの)の写し等
※⑥については、育児休業の期間がわかる書類（就労証明書）
※⑦については、誓約書の提出後、入所後２ヶ月以内に就労証明書を提出

【保護者が育児休業（育休）を取得した場合】

※保護者が育児休業（育休）中の場合、３歳未満児は利用できません。
育休開始時に、0,1 歳児クラスの場合は、産後休暇後（産後８週間後の月末まで）退所となります。また、母親の産休中に配偶者の方が１カ月(30日)を超える育休を取得される場合も退所となります。
既に入所している２歳児クラス以上の場合に限り、育休期間も継続入所可能です。